

令和6年第10回教育委員会定例会次第

開催日時 令和6年10月16日（水）午後2時から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議 題

- (1) 春日井市立学校管理規則施行細則の一部改正について
- (2) 令和7年度教職員定期人事異動方針について
- (3) 春日井市教育委員会表彰について

2 報 告

- (1) 令和6年第4回市議会定例会について
- (2) 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（中間案）」について
- (3) 春日井市立郷土館の跡地の整備について

議題1 春日井市立学校管理規則施行細則の一部改正について

電子決裁の導入に伴い規定を整備するもの。

春日井市教育委員会告示第 号

春日井市立学校管理規則施行細則（昭和46年春日井市教育委員会告示第4号）
の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

春日井市教育委員会

教育長 兒 島 靖

第4号様式の2中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

第4号様式の2(第5条の2関係)

第 号
年 月 日

春日井市教育委員会様

学校長

出席停止に関する具申書

次の児童(生徒)は、性行不良につき、出席停止の措置が適当と思われますので具申します。

1 児童(生徒)の学年、学級、氏名

2 保護者

(1) 住所

(2) 氏名

3 出席停止を必要とする理由

4 出席停止を必要とする期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 今後の措置

6 その他参考事項

議題2 令和7年度教職員定期人事異動方針について

愛知県教育委員会の令和7年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に基づき、本市教育委員会の令和7年度教職員定期人事異動方針を定めるもの。

令和7年度教職員定期人事異動方針（案）

春日井市教育委員会

市民の信託に応えて春日井市立学校教育の一層の振興・充実を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、令和7年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づき、次の基本方針のもとに定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本市公立小中学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全市的視野に立ち、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。
降任について、自ら降任を申し出た場合においては、本人の申出に基づき降任を認める。
- 6 教職員の異動については、次のことに留意して実施する。
 - (1) 校長の意見を十分に尊重し、各学校の教職員構成の適正化・活性化を図る。
 - (2) 教員に多様かつ豊富な教育経験を得させるため、小学校・中学校間の交流について配慮する。
 - (3) 同一校に長期間勤務する者については、転任対象者として検討する。
 - (4) 異動後の通勤時間は、原則として、片道おおむね1時間30分以内となるよう配慮する。
 - (5) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

※ なお、令和7年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

議題3 春日井市教育委員会表彰について

春日井市教育委員会表彰内規第3条第1項に基づき、教育委員会の所管にかかる申請について審査するもの。

報告1 令和6年第4回市議会定例会について

令和6年第4回市議会定例会について

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 本市における公共施設マネジメントの今後のあり方について	(1) 小中学校の大規模改修費用を抑える新しい手段やアイデアはあるかを問う。	<p>(1) 学校施設については、春日井市公共施設個別施設計画に基づき、多額な初期費用が必要な建替えの時期を延ばし、工事費を新築の7割程度に抑えることができる大規模改修を実施しているところである。</p> <p>今後の大規模改修の設計では、工事費の削減のため、リニューアル工事の1校目である鳥居松小学校での経験を活かし、教室の床の仕上げ材をフローリングからビニール床シートに見直したり、廊下の壁を化粧ボード貼りから塗装に変更したりしている。</p> <p>また、大規模改修とともに、外壁改修や屋上防水、受変電設備の更新など、設備の耐用年数に応じて実施する定期修繕のほか、バリアフリー化のためのエレベータの設置、暑さ対策のための特別教室への空調機の設置などもあわせて実施し、効率的に工事を行うことで、工事費の削減に取り組んでいる。</p> <p>小学校及び中学校の大規模改修については、春日井市公共施設個別施設計画において、基本的にすべての施設を維持し、計画的に実施することとしているが、現在、小学校及び中学校の適正規模等の検討を進めており、あわせて検討していきたいと考えている。</p>
2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談体制拡充について	<p>(1) 令和5年度における不登校の児童生徒1,028人を含み、不登校の相談は何件あったのかを問う。</p> <p>(2) 1,028人中、何人に支援を行うことができたのかを問う。</p>	<p>(1) 令和5年度において、スクールカウンセラーが受けた不登校及び不登校傾向に関する相談件数は、小学生と中学生をあわせ、1,451件である。</p> <p>(2) 不登校の児童生徒については、スクールカウンセラーとの面談につなぐこととしているが、児童生徒や保護者の中には、スクールカウンセラーとの面談を望まない方もいる。</p> <p>令和5年度におけるスクールカウンセラーが受けた相談人数は、小学校での心の教室相談員が受けた相談を含め、不登校の児童生徒1,028人のうち、330人である。</p> <p>なお、教育支援センターあすなろなどの専門機関での相談や、養護教諭による専門的な相談、教職員による継続的な相談などを含めると、相談を受けた人数の合計は、1,024人となる。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	<p>(3) 不登校の児童生徒への対応として、学校ではどのように対応しているのか。また、学校と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、どのように情報共有や支援を行っているのかを問う。</p>	<p>(3) 各学校では、毎週開かれる学校運営委員会や生徒指導部会などにおいて、学校生活や登校について気になる児童生徒の情報の共有や対応の検討を行っているほか、不登校に特化した不登校部会を設置して対応している中学校もある。また、各学校で学期ごとに開催している、いじめ・不登校対策委員会では、その学校に在籍するすべての不登校の児童生徒について、情報の共有や対応の検討を行っている。</p> <p>学校と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとは、それぞれが持つ情報や対応策について、逐次、情報を共有している。</p>
	<p>(4) 不登校になる前に、スクールカウンセラーによる早期の対応が必要になると思うが、本市ではどのように対応しているのかを問う。</p>	<p>(4) 不登校になりそうな傾向が見られる児童生徒についても、同様に情報の共有や対応の検討を行っており、必要に応じて、早期にスクールカウンセラーにつなぐなどの対応をしているところである。</p>
	<p>(5) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの充足状況と、相談体制の拡充に対する市の考えについてを問う。</p>	<p>(5) 現在、スクールカウンセラーの34人とスクールソーシャルワーカーの6人で対応している。こうした中、不登校の児童生徒が増加傾向にあることに伴い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談内容は複雑化、多様化しており、増員についてその効果や必要性を検討することは重要であると考えている。</p>
<p>3 家庭教育への支援、保護者と連携した不登校対策について</p>	<p>(1) スクールソーシャルワーカーなどによるアウトリーチ型の支援を必要とする人をどのように把握しているのかを問う。</p>	<p>(1) アウトリーチ型の支援を必要とする児童生徒については、学校からの依頼や相談を受けたり、スクールソーシャルワーカーが学校の生徒指導部会などに参加した際に気づいたりすることで、把握しているところである。</p>
	<p>(2) 家庭教育への支援とあわせ、保護者と連携した不登校対策に、どのように取り組んでいるのかを問う。</p>	<p>(2) 児童生徒だけでなく、悩みを抱えた保護者を支援することは、家庭の生活環境を整えるとともに、心理的な不安を軽減し、不登校の解消や緩和につながると考えている。このため、それぞれの家庭の事情により、学校ではなく、家庭での相談を望まれる場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、教職員とともに家庭を訪問することも行っている。</p>
	<p>(3) さらに踏み込んだ保護者との連携による不登校支援や、保護者を巻き込んだ不登校になる前の支援が重要と考えるが、今後の取組について問う。</p>	<p>(3) 学校と連携しながら、不安を抱えている保護者に寄り添い、悩みを共有しながら、共に解決策を考えたり、こども家庭センターや障がい者生活支援センター、自立支援相談などの関係機関に適切につないだりすることは、まさにスクールソーシャルワーカーの役割である。</p> <p>今後も、スクールソーシャルワーカーが要となり、学校や関係機関が、それぞれの役割と</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>責任のもと、専門的な知識や能力を最大限に活かし、保護者の支援に一体となって取り組んでいきたいと考えている。</p>
	<p>(4) 保護者、家庭への支援への考え方、今後の取組について考えを問う。</p>	<p>(4) 議員のご指摘のとおり、本市が現在行っている心の教室相談員や登校支援室などといった、子どもたちへの直接的な不登校支援に加えて、日々、子どもたちを支えている保護者への支援も重要であると考えている。</p> <p>不登校になった子どもの保護者の皆さんは、日々、不安や心配を抱えて過ごされていると思う。</p> <p>保護者の方々が悩みをどのように解決すべきか分からず、最初にご家庭で抱え込んでしまうことも少なくない。しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが子どもたちや保護者と面談を重ねるうちに信頼関係が築かれ、やがて子どもが登校支援室や教室に行くことができるようになったという例もある。このような子どもの姿を見て、保護者の方の悩みも軽減され、親子ともども希望を持って前に進み始めている。</p> <p>まずは、学校が相談に乗るのはもちろんだが、保護者自身が様々な相談機関に気軽に相談できるように、その存在を周知していくことが重要だと思っている。そのためには、学校と保護者をつなぐ役割を担うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を一層充実させ、保護者とともに課題を共有し、関係機関に確実につなげていく体制を強化していきたいと考えている。「春日井市で子どもを育ててよかった」と思ってもらえるような教育環境の実現をめざし、今後も引き続き取り組んでいく。</p>
<p>4 児童の性被害と性教育について</p>	<p>(1) 市内における児童の性被害者は何人いるか把握しているか。把握していれば、何人かを問う。</p> <p>(2) 幼児、児童、生徒の保護者に対して、どのような方法でフィルタリングソフトの活用方法やペアレントコントロール機能の使い方の普及に努めているのか問う。</p> <p>(3) ネットリテラシー教育に対する考え方と、実際にどのようにネッ</p>	<p>(1) 警察は、児童ポルノ法違反に関する事件について、被害者保護の観点から、市区町村ごとの被害者数を公表しておらず、本市として、その数を把握していない。</p> <p>(2) フィルタリングソフトやペアレントコントロール機能については、スマートフォンやタブレットなどは個人の所有物であることから、各家庭で判断し、利用されるべきものと考えている。</p> <p>(3) インターネットを正しく使い、責任を持って情報を取り扱う習慣を習得することは、児童生徒の情報活用能力を育成する上で、とても重</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	トリテラー教育を行っているのかを問う。	<p>要であると考えている。このため、各学校では、児童生徒に対し、インターネットの特性や危険性、また、情報を発信する際の責任について理解し、インターネットを正しく活用するために的確な判断ができるように指導している。</p> <p>また、警察や携帯電話会社、弁護士などを講師に招き、SNSで知らない人とつながることの危険性のほか、写真や個人情報を安易に提供することの危険性を理解し、安全にインターネットを利用することを身に付けるように指導している。</p>
	(4) 児童生徒にグルーミング※の概念を教え、指導がされているのかを問う。もし、されていないのであれば、実施することについて考えを問う。	<p>(4) 現在、「いのちの学習」において、自分の体を大切にしようとする気持ちを持つことを教えており、性に関することについては、あらゆる観点から指導していくことが重要であると考えている。</p> <p>※ グルーミング… わいせつ目的で児童に対して面会を求めたり、わいせつ映像の送信を求めたりする行為。</p>
	(5) 学校内で起きる生徒間での盗撮などの性被害をどのように防ぐのかを問う。	<p>(5) 児童生徒に貸与している1人1台端末については、教職員は学習状況を共有するために、児童生徒の画面を閲覧することができるほか、端末の悪用を防ぐために、端末の使用を制御することができる。また、児童生徒には、個人のスマートフォンなどは、原則、学校に持ち込まないように指導しているところである。</p> <p>授業においては、ネットモラルに関する動画を活用し、児童生徒が正しい端末の使い方を理解できるように指導している。</p>
	(6) 学校の先生や部活の指導者が性犯罪を起こさないようにするプログラムは、現在何か実行しているのか。実行していないとすると、今後の対策をどのように考えているのか。また、学校で性被害に遭いそうな場合には、ノーと言えるように、実際に声を出して練習する指導を行っているのかを問う。	<p>(6) 各学校では、不祥事の防止に取り組んでおり、一人ひとりの教職員に対し、不祥事防止チェックリストを利用し、該当項目がないか確認に努めている。教職員は児童生徒と私的にSNSでつながらないことや、指導の際に児童生徒の頭や肩、腕などの身体に触れないようにすること、個室や学校外で二人きりで面談を行ったり、自家用車に乗せたりしないことなどを確認している。この不祥事防止チェックリストについては、今後、部活動や地域クラブの指導員にも利用することとしている。</p> <p>また、身に危険が及ぶ場合などに、児童生徒が声を出す練習を行うことについては、養護教諭が行う小学1年生の「いのちの学習」の授業の中で、自分の体は自分で守る大切さを指導している。さらに、安全・安心まちづくりポスターが各学校で実施している防犯教室では、身の危険を感じたときに、大きな声で「助けて」と言いながら防犯ブザーを鳴らしたり、見知らぬ人から声をかけられたときは、走って逃げたりする練習を行っている。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
	<p>(7) 防犯ブザーが壊れていないか、電池切れになっていないか、毎日確認しているのかについて問う。</p> <p>また、ペドフィリアの人（小児性愛者）に対して加害行為を起させないように、教員及び部活動や地域クラブの指導員、保育士などに対して、ペドフィリアを知る研修、講習、セミナー等を行うことの考えを問う。</p>	<p>(7) 防犯ブザーは、児童に贈呈したものであり、その管理は保護者をお願いしている。また、ペドフィリアに特化した研修の実施については、現在、わいせつ行為を含め、不祥事の防止のための指導や研修を行っていることから、今のところ考えていないが、あらゆる観点から指導していくことが重要であると考えている。</p>
	<p>(8) 小中学校でどのような性教育が行われているのかを問う。</p>	<p>(8) 各学校では、養護教諭がすべての学年の児童生徒に対し、「いのちの学習」の授業を実施している。</p> <p>小学校では、男女の体の違いや、プライベートゾーン、胎児の成長と誕生の様子、思春期に起こる体と心の変化、月経や射精、性の多様性、心の健康などについて学んでいる。</p> <p>また、中学校では、受精から誕生までの仕組みや、心の性と体の性、個々の性意識の違いや特性、人との付き合い方、大人になるということなどについて学んでいる。</p>
	<p>(9) 性交に関することは教えていないのか、あるいは、性交、妊娠、避妊、人工妊娠中絶について、正しい知識を教えているのかについて問う。また、自分で子どもを育てられる状況になるまで性交は避けるべきということを教えているのかについて問う。あわせて、学校によって性教育の内容に差があるのかについて問う。</p>	<p>(9) 児童生徒には、性交すると子どもができる可能性があることや、子どもができることと社会的な責任が生じることなどを気づかせる教育を行っている。中学3年生の保健体育の授業では、性感染症の予防として、コンドームを正しく使用することなど、性的接触について触れている。</p> <p>また、「いのちの学習」については、学校によって、授業の進め方に違いはあるかもしれないが、本市の養護教諭で構成する学校保健研究会で定めた指導計画に沿った同じ内容となっている。</p>
	<p>(10) 性的行為に及ぶ場合の同意について、声に出して演習する必要があるが、学校でどのような教育が行われているのかを問う。</p>	<p>(10) 中学校では、「いのちの学習」の授業の中で、自分で判断や意思決定をし、責任ある行動を取ろうとする気持ちを持つことや、自分が嫌だと思ったことは嫌と言うこと、相手が嫌がることはしないことなどを教えている。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
5 教科書採択と教科書展示会について	(1) 春日井市立中学校で使用する教科書を採択する仕組みを問う。	<p>(1) 教科書の採択については、まず、愛知県教育委員会により、校長や教員、教育委員会の関係者、学識経験者などで構成する愛知県教科用図書選定審議会が設置される。この審議会では、調査や研究をもとに、選定資料が作成され、市町村の教育委員会に送付される。</p> <p>教科書を採択するにあたっては、地区ごとに、同一の教科書を採択する共同採択をとることとされている。春日井市が属する尾張東部地区の11の市町は、尾張東部教科用図書採択地区協議会を設置する。教員などで構成する協議会の調査員は、愛知県が作成した選定資料を参考にしながら、共同で調査や研究を行う。その後、各市町の教育委員会において、教科書を採択する。</p>
	(2) 協議会は傍聴できるのか。協議会の議事録は閲覧できるように公開されているのか。市民の意見は反映される仕組みになっているのか。これらのことは広報春日井や市ホームページ、公式LINE等で市民に広く知らせているのかを問う。	<p>(2) 尾張東部教科用図書採択地区協議会については、規約により非公開とされている。議事録については、市ホームページに、選定資料や採択理由とともに掲載している。また、教科書展示会では、投書箱を設置しており、教科書に対する意見や要望を誰でも提出することができ、市ホームページでその旨も掲載している。協議会では、提出された意見などを審議の際の参考にしている。</p> <p>こうしたことについては、広報春日井では文字数が限られることから、引き続き市ホームページで伝えていくとともに、新たに市公式LINEにおいても、周知に努めていく。</p>
	(3) 教科書採択についての意見や要望を、教科書展示会の投書箱だけでなく、市公式LINEから意見を投稿できるようにする考えを問う。	<p>(3) 教科書展示会における投書箱への意見の提出については、愛知県の事業であるので、愛知県において、取り扱われるものと認識している。</p>
	(4) 春日井市で教科書展示会を開催しない理由及び開催してほしいという保護者の声にどうこたえていくのかを問う。	<p>(4) 教科書展示会については、愛知県教育委員会が教科書センターとして開催場所を選定しており、令和6年度は、県内29か所で開催している。尾張東部地区では、地理的なバランスから、長年にわたり小牧市と瀬戸市の図書館が選定されていると認識している。</p> <p>本市においては、教科書展示会が開催される時期や場所について、広報春日井や市ホームページで伝えており、今後も引き続き、市民の皆様へしっかりと周知していく。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨																																
6 子ども達の心の状態を把握する取り組みについて	<p>(1) 文部科学省が進める、1人1台端末などを活用した「心の健康観察」の導入について問う。また、導入しているのであれば、どのようなものなのか内容について問う。</p> <p>(2) 現在、活用している「心の天気」の課題をどのように捉え、今後どのように活用していくのかを問う。</p>	<p>(1) 本市では、株式会社EDUCOMの学校支援システムを導入しており、その機能の一つとして、1人1台端末を利用した「心の天気」があり、すべての小学校と中学校で利用することができる。その活用については、学校ごとに判断しているところである。</p> <p>この「心の天気」は、児童生徒が朝や帰りに、その時の気持ちを天気に例えて、晴れ、曇り、雨、雷の4種類から選んで入力するものである。日々の気持ちの見える化をすることで、教職員は児童生徒の心の変化や揺れに気づきやすくなり、適切なタイミングで声掛けや支援ができるようになるとともに、児童生徒も、自分自身を客観的に振り返ることができるようになるものである。</p> <p>(2) 「心の天気」については、4種類の天気を選び入力するものであることから、児童生徒は手軽に入力することができ、教職員も児童生徒の気持ちを一目で理解することができる。一方で、入力操作が単純なため、形式的な作業になってしまうことや、児童生徒の心の小さな変化までは読み取ることができない面もある。</p> <p>児童生徒の心の変化を把握するための方法としては、「心の天気」のほか、日々、児童生徒と担任がやり取りをしている「連絡ノート」や、養護教諭との相談、いじめ匿名連絡サイトの「スクールサイン」での投稿など、様々な方法があり、各学校は、それぞれの実情にあった方法を実施しているところである。</p> <p>そして何よりも、児童生徒との日頃のコミュニケーションが最も重要であると考えているので、今後も、教職員と児童生徒が信頼し合い、児童生徒がいつでも相談しやすい関係づくりに取り組んでいく。</p>																																
7 発達障がいの子どもの現状と支援体制について	<p>(1) 発達障がいの児童生徒の過去3年間の推移を問う。また、合理的配慮が必要な児童生徒には、保護者との面談を全員行っているのか、個別の教育支援計画を作成しているのか、計画に沿った学習を行うことができているのかについて問う。</p>	<p>(1) 発達障がいの児童生徒の人数を把握することは困難であるが、特別支援学級と通級指導教室の人数の推移は次のとおりである。</p> <p>特別支援学級の人数（各年度5月1日時点）</p> <table border="1" data-bbox="826 1637 1399 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>377</td> <td>433</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>159</td> <td>160</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>536</td> <td>593</td> <td>668</td> </tr> </tbody> </table> <p>通級指導教室の人数（各年度5月1日時点）</p> <table border="1" data-bbox="826 1872 1399 2047"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>255</td> <td>282</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>288</td> <td>315</td> <td>402</td> </tr> </tbody> </table>		R 4	R 5	R 6	小学生	377	433	484	中学生	159	160	184	合計	536	593	668		R 4	R 5	R 6	小学生	255	282	348	中学生	33	33	54	合計	288	315	402
	R 4	R 5	R 6																															
小学生	377	433	484																															
中学生	159	160	184																															
合計	536	593	668																															
	R 4	R 5	R 6																															
小学生	255	282	348																															
中学生	33	33	54																															
合計	288	315	402																															

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		<p>各学校では、特別な配慮が必要な児童生徒の保護者とは、全員、面談を行い、個々の特性に応じた支援ができるように努めている。さらに、個別の教育支援計画についても、一人ひとり、福祉や医療的な情報などを保護者の方に確認しながら作成しており、年度末には、保護者とともに振り返りも行っている。学習の個別の指導計画についても、一人ひとりの特性に合った学習内容や学校生活の目標を立て、作成した計画に沿った学習を進めている。</p>
	<p>(2) 発達性読み書き障がいのある児童生徒の現状を問う。</p>	<p>(2) 発達性読み書き障がいについても、人数を把握することは困難であるが、保護者から相談があり、特別な配慮が必要であると判断される場合には、その児童生徒の特性に応じた支援に取り組んでいる。具体的には、音声教材やルビをふった教材、1行ずつ文章を読むための専用の道具を使用することなどについて、保護者と話し合いながら対応しているところである。</p>
	<p>(3) 就学時健診等で子どもたちに発達性読み書き障がいのスクリーニングを行うことについての考えがあるかを問う。</p>	<p>(3) 就学時健康診断時においては、子どもたちの成長に差があることや、検査に必要な時間が十分に確保できないことから、現状では難しいと考えている。</p> <p>なお、就学後には、保護者からの申し出により、個別で、言語理解などの認知能力を測定するWISC検査を行っている。また、個々の特性をより把握するために、読み書きの正確性や流暢性などを調べるSTRAW-R検査なども、状況により、実施しているところである。</p>
	<p>(4) 教員に、発達性読み書き障がいに関する研修を行うことについての考えを問う。</p>	<p>(4) 現在、多岐にわたる分野の研修を多数実施していることから、難しい状況ではあるが、特別支援コーディネーターを対象とした研修では、発達障がいについての説明の中で、発達性読み書き障がいについても触れており、今後も理解を深められるように努めていく。</p>
	<p>(5) 保護者への発達性読み書き障がいの啓発を行うことについての考えを問う。</p>	<p>(5) 本市ではこれまでも、福祉の視点から、市民の皆様を対象に、発達障がいや発達性読み書き障がいに関する講演会や講座を実施している。市教育委員会としても、保護者に対する啓発については、今後、市の関係部署と連携するとともに、国や県の動向を踏まえながら、調査研究をしていく。</p>
<p>8 ヤングケアラー支援について</p>	<p>(1) ヤングケアラーの全件調査の実施について、教育委員会が、こども家庭支援課と連携協力を行うことについて問う。</p>	<p>(1) 市教育委員会としても、家庭生活で困っている児童生徒を支援するため、ヤングケアラーの把握は必要であると考えており、調査の具体的な実施方法については、今後、こども未来部と連携して検討していく。</p>

質問事項	質問要旨	答弁要旨
9 平和行政について	(1) 東京都北区や板橋区では、軍事施設や空襲による戦跡などの戦争遺跡の場所を地図に示し、解説を加えたマップを作成しているが、本市において、このようなマップを作成する考えについて問う。	(1) これまで国からは、戦争遺跡の明確な定義や取扱いの基準が示されていなかったことから、本市において戦争遺跡としているものはない。このため、戦争遺跡に関するマップを作成することは、現在のところ考えていない。 なお、本年8月には、近世や近代の遺跡の保護の考え方が国の調査研究委員会により示され、国からは、各都道府県に対して、保護の対象とする遺跡の決定とその取扱いの基準を定めるように通知があったところである。愛知県では、この通知を受け、今後、市町村や有識者から意見を聞きながら具体的な基準を作成していくこととしている。
	(2) 現在の平和教育の取組について問う。	(2) 小学校や中学校では、国語や社会、道徳などの授業で、戦争や原爆について学んだり考えたりする時間があり、児童生徒は、平和についての学びを深めている。 また、鳥居松小学校では、令和5年度に、春日井市在住で、当時、広島で被爆された方から話を聞く機会を設け、戦争の悲惨さや命の大切さ、平和の尊さを学ぶ取組を実施したところである。
	(3) 被爆地への小中学生の代表を派遣している近隣市の状況と、本市が派遣する考えがあるかについて問う。	(3) 近隣の自治体では、稲沢市や江南市、岩倉市、清須市などが、広島県や長崎県への派遣を実施している。 本市においては、小学校や中学校の授業などで平和について学ぶ機会があることから、小学生や中学生の代表を被爆地へ派遣することは考えていない。

報告2 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方（中間案）」について

報告3 春日井市立郷土館の跡地の整備について